

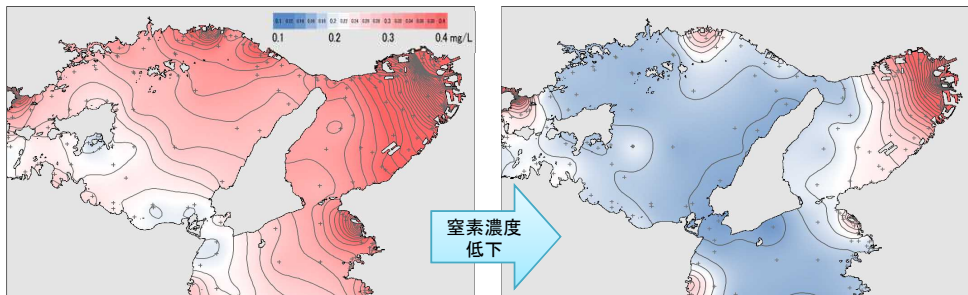
栄養塩類管理計画の策定

◆ 経緯

- かつて瀕死の海と呼ばれた瀬戸内海は、厳しい排水規制のもと大きく水質が改善した。
- その反面、一部の水域では、栄養塩類（窒素・りん）の不足等によるノリの色落ち等が課題となっている。
- 兵庫県では、豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けて令和元年10月に条例改正し、豊かな生態系を確保する上で望ましい栄養塩類の濃度として下限値（窒素：0.2mg/L、りん：0.02mg/L）を定めた。



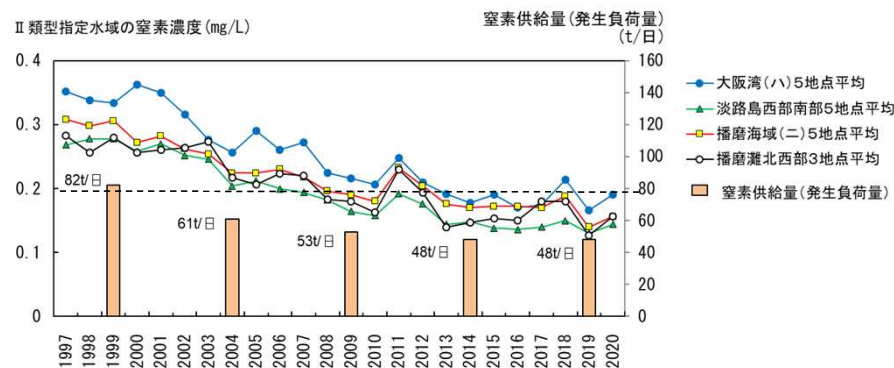
色落ちしたノリ(右)



全窒素TN: 1997年度 (年度平均、全層)

全窒素TN: 2017年度 (年度平均、全層)

出典：広域総合水質調査&公共用水域水質調査（環境省HPよりデータ取得し、藤原建紀委員作成）



○栄養塩類の管理等による生物の多様性及び生産性の確保といった課題に対応するため、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸内法」という。）が令和3年6月に改正された。

○改正瀬戸内法では、栄養塩類管理制度が創設され、県が策定する栄養塩類管理計画に基づき、特定の海域への栄養塩類供給が可能となる。

栄養塩類の「規制」一辺倒からきめ細やかな「管理」への転換



県では、豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けて、改正瀬戸内法に基づく栄養塩類管理計画を策定する。

栄養塩類管理制度の概要

◆ 改正内容

○栄養塩類管理制度の創設

- ・県知事が策定する計画に基づき、特定の海域への栄養塩類供給が可能となる。
 - ▶栄養塩類供給の実施方法、水質目標値、水質の測定の方法等を計画に記載
 - ▶計画策定時に栄養塩類供給が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価
 - ▶環境保全上関係のあるほかの自治体や環境大臣その他関係者への意見聴取・協議等を実施

○栄養塩類供給を実施する者に関する特例を新設

- ▶水質汚濁防止法に規定する総量規制の適用除外
 - ▶特定施設*の構造等の変更許可手続きの緩和（事前評価及び告示・縦覧の省略）
- *政令で定められた汚水又は廃液を排出する施設

＜改正法の施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日＞

定期的に水質の調査・分析・評価を行い「順応的管理プロセス」により計画を見直し、周辺環境の保全との調和・両立を確保する。

第9次総量削減計画策定及び総量規制基準の改正

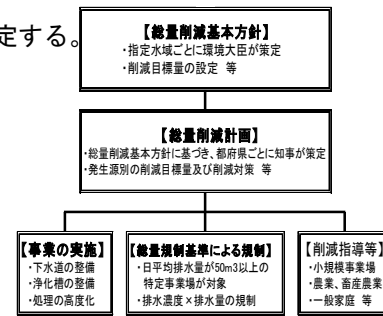
水質総量規制制度は、人口や産業が集中する広域的な閉鎖性海域について、当該水質に影響を及ぼす汚濁負荷量の総量を削減させる制度で、昭和53年に「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内法」の改正により導入された。

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海において、関係都府県知事は、これまで国の基本方針に基づき8次にわたりCOD等の総量削減計画を策定し、汚濁負荷量の削減を進めてきた。

国では、第9次総量削減基本方針の策定に向けた検討が進められており、在り方答申（令和3年3月）において、瀬戸内海ではCOD、窒素、りんとも更なる負荷削減は求めず、これまでの取組を維持するとされた。

今後、同方針に基づき、県で第9次総量削減計画を策定する。

| | 基本方針策定 | 目標年度 | 指定項目 |
|-----|-------------|--------|-----------|
| 第1次 | 昭和54年6月 | 昭和59年度 | COD |
| 第2次 | 昭和62年1月 | 平成元年度 | COD |
| 第3次 | 平成3年1月 | 平成6年度 | COD |
| 第4次 | 平成8年4月 | 平成11年度 | COD |
| 第5次 | 平成13年12月 | 平成16年度 | COD、窒素、りん |
| 第6次 | 平成18年11月 | 平成21年度 | COD、窒素、りん |
| 第7次 | 平成23年6月 | 平成26年度 | COD、窒素、りん |
| 第8次 | 平成28年9月 | 平成31年度 | COD、窒素、りん |
| 第9次 | 令和3年12月(予定) | 令和6年度 | COD、窒素、りん |



スケジュール (案)

| | |
|----------|--|
| 令和3年9月頃 | 総量規制基準に関する改正告示 (国) |
| 令和3年12月頃 | 総量削減基本方針の策定 (国) |
| 令和4年度以降 | 栄養塩類管理計画の策定 第9次総量削減計画の策定及び総量規制基準の改正 |